

平成30年度第1回大網白里市地域公共交通活性化協議会 次第

日 時 平成30年4月18日（水）

午後2時から

場 所 中央公民館1階 講義室

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 平成29年度決算報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料1】

(2) 市コミュニティバスの運行内容について（報告）・・・・・・・・・・【資料2】

(3) 白里地区における公共交通の事業者公募（案）について・・・・・・【資料3】

(4) 協議会委員の構成（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・【資料4】

(5) その他

4 閉 会

平成 29 年度決算書

1 歳入

(円)

款 項 目	予算現額	決算額	説 明
1 負担金	0	0	
1 負担金	0	0	
1 負担金	0	0	
2 補助金	0	0	
1 補助金	0	0	
1 補助金	0	0	
3 繰越金	272,000	272,455	
1 繰越金	272,000	272,455	
1 繰越金	272,000	272,455	前年度繰越金
4 諸収入	1,000	2	
1 諸収入	1,000	2	
1 雑入	1,000	2	預金利子
合 計	273,000	272,457	

2 歳出

(円)

款 項 目	予算現額			決算額	説 明
	予算額	流用	計		
1 運営費	237,000	0	237,000	139,404	
1 会議費	231,000	△1,000	230,000	133,284	
1 会議費	231,000	△1,000	230,000	133,284	委員報酬 129,100 食糧費 4,184
2 事務費	6,000	1,000	7,000	6,120	
1 事務費	6,000	1,000	7,000	6,120	旅費
2 事業費	0	0	0	0	
1 事業費	0	0	0	0	
1 事業費	0	0	0	0	
3 予備費	36,000	0	36,000	0	
1 予備費	36,000	0	36,000	0	
1 予備費	36,000	0	36,000	0	
合 計	273,000	0	273,000	139,404	


収支差引残額 272,457 円 - 139,404 = 133,053 円

監 査 報 告

大網白里市地域公共交通活性化協議会規約第14条第1項の規定により、平成30年4月16日に平成29年度決算について帳簿及び関係書類を監査したところ、正確かつ適正に処理されていると認め、これを報告いたします。

平成30年4月16日

監査委員

小 川 公 延 

監査委員

久 我 一 確 

平成30年4月1日(日) コミュニティバス運行内容変更

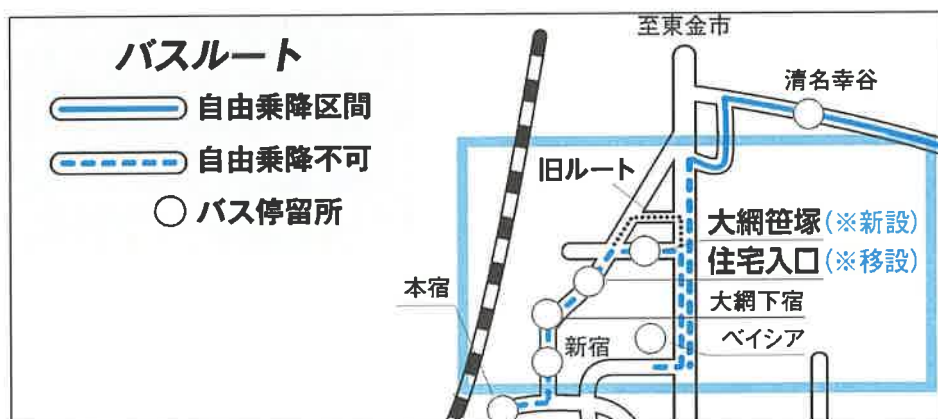
運行ダイヤを変更します

※0便を廃止して9便を追加します。

そのほか、全体的な見直しを行います。

ベイシア～住宅入口間の 運行ルートを見直します

※住宅入口バス停を移設、大網笹塚バス停を新設します



運転経歴証明書を提示すると、 料金が半額(100円)に。

※運転経歴証明書とは、運転免許を自主的に返納した方が
警察署で申請すると交付される証明書です。

【問い合わせ先】

企画政策課 政策推進班
TEL 0475-70-0315
FAX 0475-72-8454

大網白里市コミュニティバス

平成30年
4月1日から

運行ルートの一部
運行ダイヤ
を変更します

【運行期間】平成33年3月31日までの毎日



料

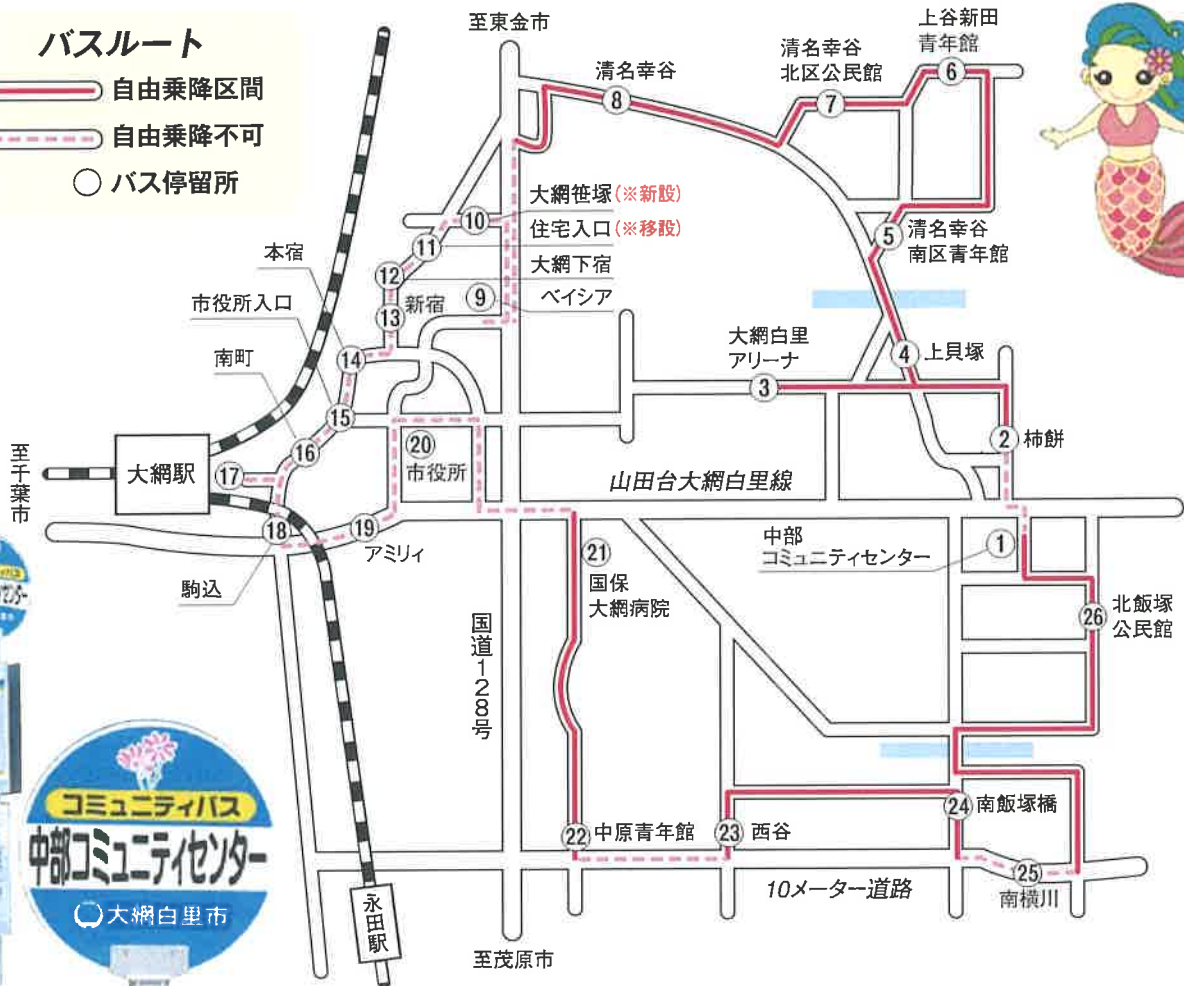
大人(中学生以上) 200円
 小人(小学生) 100円
 障がい者 100円
 (障害者手帳を提示の場合)
 運転免許自主返納者..... 100円
 (運転経歴証明書を提示の場合)

金



バスルート

- 自由乗降区間
- 自由乗降不可
- バス停留所



※自由乗降区間は、バス停以外でも乗降できます。交差点やカーブ付近をさけ、見通しのよい所で待ち、バスが近づいたら運転手にわかるように手をあげてお知らせください。

運行事業者 **小湊鐵道株式会社**





運行ダイヤ

改訂版

平成30年4月1日改定

左回り (清名幸谷→大網駅→南横川)					
停留所名称	1便	3便	5便	7便	9便*
① 中邨コミュニティセンター	7:23	9:58	13:30	16:05	↑
② 柿 餅	7:25	10:00	13:32	16:07	
③ 大網白里アリーナ	7:28	10:03	13:35	16:10	
④ 上 貝 塚	7:31	10:06	13:38	16:13	
⑤ 清名幸谷南区青年館	7:32	10:07	13:39	16:14	
⑥ 上谷新田青年館	7:36	10:11	13:43	16:18	
⑦ 清名幸谷北区公民館	7:39	10:14	13:46	16:21	
⑧ 清 名 幸 谷	7:42	10:17	13:49	16:24	回
⑨ ベ イ シ ア	7:46	10:21	13:53	16:28	送
⑩ 大 網 笹 塚	7:49	10:24	13:56	16:31	
⑪ 住 宅 入 口	7:50	10:25	13:57	16:32	
⑫ 大 網 下 宿	7:51	10:26	13:58	16:33	
⑬ 新 宿	7:51	10:26	13:58	16:33	
⑭ 本 宿	7:52	10:27	13:59	16:34	
⑮ 市 役 所 入 口	7:52	10:27	13:59	16:34	
⑯ 南 町	7:53	10:28	14:00	16:35	↓
⑰ 大 網 駅	7:56	10:31	14:03	16:38	19:03
⑱ 駒 込	7:57	10:32	14:04	16:39	19:04
⑲ ア ミ リ イ	7:58	10:33	14:05	16:40	19:05
⑳ 大網白里市役所	8:01	10:36	14:08	16:43	19:08
㉑ 国保大網病院	8:07	10:42	14:14	16:49	19:14
㉒ 中原青年館	8:10	10:45	14:17	16:52	19:17
㉓ 西 谷	8:12	10:47	14:19	16:54	19:19
㉔ 南 飯 塚 橋	8:16	10:51	14:23	16:58	19:23
㉕ 南 横 川	8:18	10:53	14:25	17:00	19:25
㉖ 北飯塚公民館	8:25	11:00	14:32	17:07	19:32
① 中邨コミュニティセンター	8:26	11:01	14:33	17:08	19:33

右回り (南横川→大網駅→清名幸谷)				
停留所名称	2便	4便	6便	8便
① 中邨コミュニティセンター	8:38	11:24	14:45	17:30
㉖ 北飯塚公民館	8:39	11:25	14:46	17:31
㉕ 南 横 川	8:47	11:33	14:54	17:39
㉔ 南 飯 塚 橋	8:49	11:35	14:56	17:41
㉓ 西 谷	8:53	11:39	15:00	17:45
㉒ 中原青年館	8:55	11:41	15:02	17:47
㉑ 国保大網病院	8:59	11:45	15:06	17:51
㉐ 大網白里市役所	9:03	11:49	15:10	17:55
⑱ ア ミ リ イ	9:06	11:52	15:13	17:58
⑱ 駒 込	9:07	11:53	15:14	17:59
⑰ 大 網 駅	9:09	11:55	15:16	18:01
⑯ 南 町	9:11	11:57	15:18	18:03
⑮ 市 役 所 入 口	9:12	11:58	15:19	18:04
⑭ 本 宿	9:12	11:58	15:19	18:04
⑬ 新 宿	9:13	11:59	15:20	18:05
⑫ 大 網 下 宿	9:13	11:59	15:20	18:05
⑪ 住 宅 入 口	9:14	12:00	15:21	18:06
⑩ 大 網 笹 塚	9:15	12:01	15:22	18:07
⑨ ベ イ シ ア	9:18	12:04	15:25	18:10
⑧ 清 名 幸 谷	9:22	12:08	15:29	18:14
⑦ 清名幸谷北区公民館	9:25	12:11	15:32	18:17
⑥ 上谷新田青年館	9:28	12:14	15:35	18:20
⑤ 清名幸谷南区青年館	9:32	12:18	15:39	18:24
④ 上 貝 塚	9:33	12:19	15:40	18:25
③ 大網白里アリーナ	9:36	12:22	15:43	18:28
② 柿 餅	9:39	12:25	15:46	18:31
① 中邨コミュニティセンター	9:41	12:27	15:48	18:33

※9便は平日のみ運行(土日祝・8月13日～15日・12月29日～1月3日は運休)

道路状況等により通過時間が変動する場合があります。運行ルートは、道幅が狭い部分もありますので、円滑な運行にご協力ください。

問い合わせ先

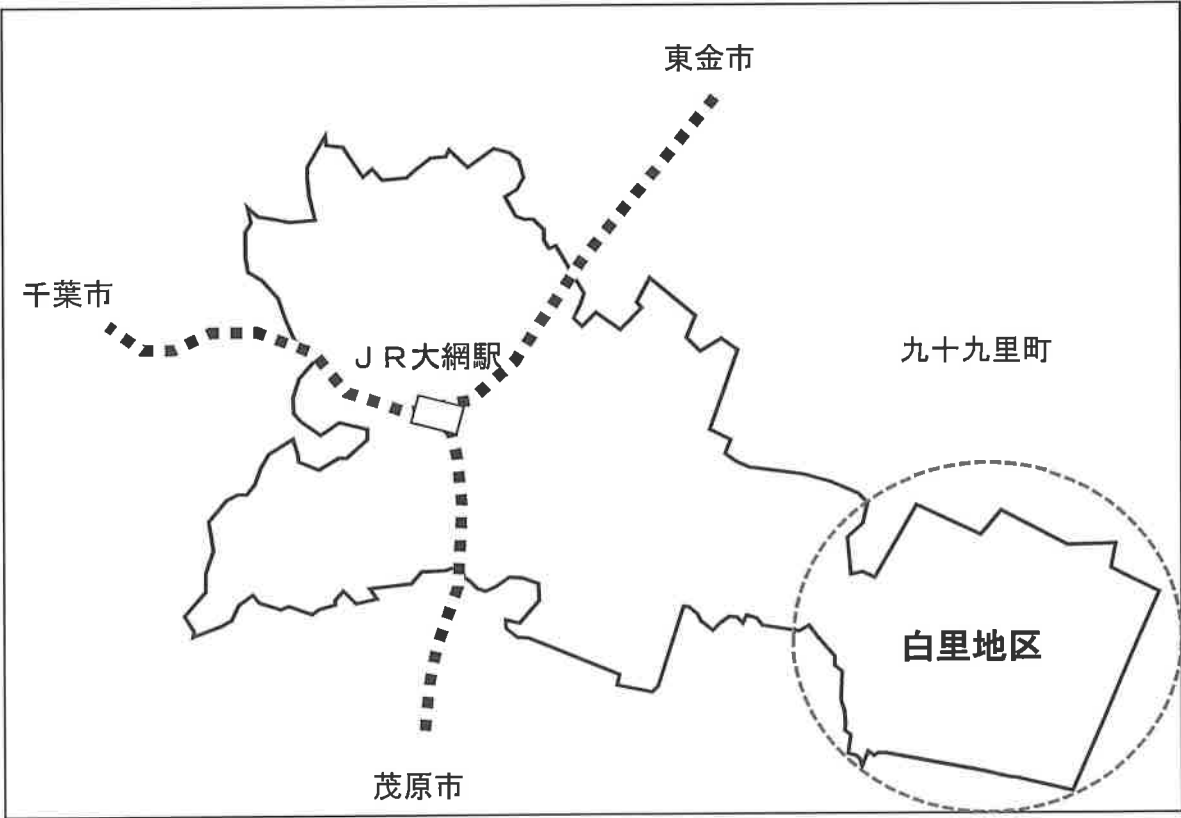
●小湊鐵道株式会社 長南営業所 ※当日の運行状況、お忘れ物などについて

電話: 0475(46)3581 FAX:0475(46)3580

●大網白里市企画政策課 ※運行全般について

電話: 0475(70)0315 FAX:0475(72)8454

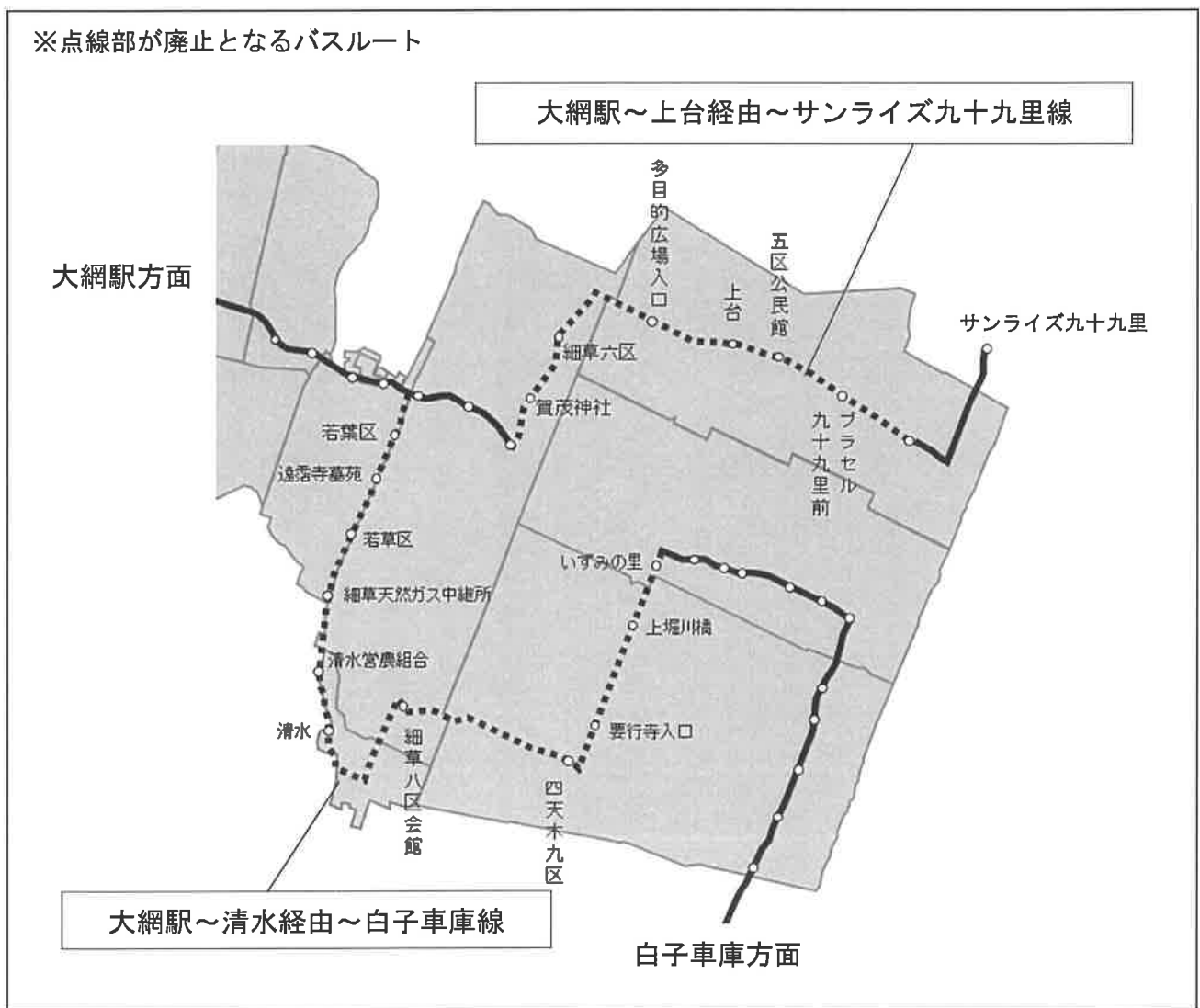
白里地区における公共交通の事業者公募（案）について



1 これまでの経緯

(1) 路線バスの運行廃止

白里地区の公共交通空白地域（バス停留所から1 kmより遠い地域）を解消するため、市と事業者が協定を締結し、平成25年から新たな路線バスを導入、運行してきましたが、事業者から、協定が満了する平成30年9月末以降の運行継続は困難との申し入れがありました。



(2) 検討状況

地元住民のニーズを把握するため、地区にお住まいの方を対象としたアンケート調査や現在のバスを利用している方へのアンケート調査を実施し、得られた結果に基づいて地元住民との意見交換会を開催しました。

その後、アンケート調査や意見交換会の結果、地元地区からの要望状況を踏まえ、平成29年度第2回地域公共交通活性化協議会において協議を行い、以下のとおり承認をいただきました。

事業の枠組み 地区内を循環するミニバスの運行

- ・ 1回200円、1日8便、週5日運行
- ・ 地区内のスーパー、医療機関、公共施設、郵便局等をまわるルート。
- ・ 車両は小型化し、10人乗り程度のワゴンを想定。
- ・ 路線バス乗継ぎ利用者への割引を設定。
- ・ 路線バスへ乗継ぎしやすいダイヤを検討。
- ・ 朝1便のみ、大網病院行きを設定

運行内容 公共交通ワーキンググループで具体化

- ・ より地域の実情に即した運行内容を実現することを目指し、地元住民と行政と一緒に検討をしていく。
- ・ ワーキンググループでの検討状況については、公共交通事業者と情報を共有する。

2 公共交通ワーキンググループでの検討

(1) 公共交通ワーキンググループについて

地域公共交通活性化協議会での承認を受け、公共交通ワーキンググループを設置し、運行ルートやダイヤ等について検討を行ってきました。

ワーキンググループの設置にあたっては、高齢者等、交通弱者の実情を理解する社会福祉協議会員や民生委員をメンバーに含めました。

3月から4月にかけて計4回開催しましたが、これ以外にも独自に試走を行う等、個別に検討していただいています。また、検討状況については、交通事業者と情報を共有し、実現可能性について配慮しています。

① ワーキンググループメンバー

稲生 晴時	白里地区区長会長 市地域公共交通活性化協議会委員
鎌田 和義	白里地区区長会副会長
片岡 孝	社会福祉協議会白里支部
内山 槇次	民生委員
山中 敏雄	平成28年度区長（四天木10区）
野老 勲	福岡地区区長（九十根）

② 開催状況

平成30年3月 3日（土）
3月17日（土）
3月24日（土）
4月 9日（月）

※ワーキンググループでの検討状況については、市地域公共交通活性化協議会の委員である事業者へフィードバックし、ご意見等を伺いました。

(2) ワーキンググループでの検討結果

① 運行ルートについて

- ・ 現在運行しているルートより住宅が密集している細い通りを運行する。
- ・ 曜日によって運行ルートを変える（月・水・金ルートと火・木ルート）。
- ・ 農村環境改善センターを乗継ぎ地点にする。このため、幹線を走る路線バスは新たにバス停留所を設置もしくは移設する。

② 運行ダイヤについて

- ・ 大網病院の診療開始時刻を考慮して、朝1便は8時30分頃に到着する。
- ・ 日中の便（2便～8便）は、おおむね1時間に1本を目安に運行する。

③ 運賃について

- ・ 大網病院まで向かう場合は、路線バスとの整合性や受益者負担を考慮して400円と設定する。

④ その他

- ・ 目標利用者数を1便平均5人、1日当たり40人とする。
- ・ 地域で目標を共有し、行政と一緒に周知活動を進める。
- ・ 利用状況に応じて、運行内容の見直しを行う。
- ・ 可能な範囲においてフリー乗降を検討する。
- ・ 乗車人員の都合上、車イス利用者への対応は行わず、福祉タクシーを活用してもらおう。

3 事業者公募条件（案）について

公募型プロポーザル（企画提案）方式とし、下記（１）から（５）の条件に基づき事業者提案を受ける。

（１）運行ルート及びダイヤについて（別添）

- ・ 公共交通ワーキンググループでの検討結果を基礎とする。
- ・ 点線部分の運行が可能な場合は事業者の提案を妨げない。

（２）運賃について

大人	200円
小人	100円
障がい者	100円（障害者手帳の提示による）
運転免許自主返納者	100円（運転経歴証明書の提示による）

※大網病院まで利用する場合は上記運賃の倍額とする。

（３）車両について

- ・ 道路事情を考慮し、10人乗り以下のワンボックスタイプとする。
- ・ 事業者が独自に試走を行う等し、安全な運行を実施できるものと判断した場合は、14人乗り程度の車両の提案を認める。
- ・ 車イス利用者への対応（リフト、スロープの設置や車イススペースの確保）は求めない。
- ・ 代車についてはクラウン等のセダン型車両を使用することの提案を認めるが、利用者が乗り切れなかった場合の対応方法については、事業者が示すこととする。

（４）路線バス乗継ぎ割引制度の導入に向けた協力について

- ・ 路線バスへ乗継ぎする利用者もしくは路線バスから乗継ぎする利用者を対象として、割引券を配布する等、割引にかかる事務に協力する。

（５）運行方式について

- ・ 委託料方式での運行とし、運行期間は3年間とする（当初1年間は道路運送法第21条に基づく試験運行を想定）。
- ・ 市は事業者に対し、設定した委託料から運賃収入を除いた額について補助を行う。

4 今後のスケジュールについて

		平成30年						
実施主体	実施内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月～
事業者	運行開始							
事業者	関係機関への届出等							
市	運行事業者の決定							
市	事業者募集・選定審査							
市	事業者公募条件の細部調整							
協議会	事業者公募に関する協議 (協議会開催)							

協議会委員の構成（案）について

本協議会は平成20年6月6日に設立され、その後、委員の構成に変更はありませんでしたが、設立からおよそ10年が経過することを契機として、社会情勢の変化や他市町村の実態等を踏まえ、全体的な見直しをしたいと考えております。

1 法定要件について

道路運送法施行規則第9条の3には地域公共交通会議について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条には法定協議会について、それぞれ構成員が定められており、交通事業者や道路管理者等とあわせて、「主催する地方公共団体の長（又はその指名する職員）」及び「住民」についてもその構成員に含むこととされています。

2 他自治体の実態について

近隣市及び千葉県内において人口規模が同程度の自治体（人口40,000人～60,000人程度）について、協議会の構成内容を調査しました。

自治体名	構成人員	主催する自治体の職員	
		主催する自治体の職員	市民の代表者
富里市	13名	2名	5名
山武市	21名	2名	4名
東金市	29名	4名	11名
富津市	16名	1名	3名
茂原市	19名	4名	3名
館山市	21名	2名	4名
袖ヶ浦市	20名	1名	9名
大網白里市	24名	5名	7名

3 社会情勢の変化について

(1) 高齢者・福祉施策との連携

高齢化がさらに進展していくことが想定されるなか、国は「公共交通施策」と「高齢者・福祉施策」とのさらなる連携強化を求めており、時代のニーズに沿う形で、旅客運送に係るガイドラインの見直し等を進めています。

また、他市の委員構成を調査すると、高齢者・福祉に関わる機関へ委員を委嘱している例が見られます。

機関の例 **社会福祉協議会（東金市、袖ヶ浦市）**
民生児童委員連絡協議会（山武市）

(2) 広域的な連携

持続可能な地域公共交通網を検討するうえで、今後、住民の生活圏に応じた広域的な路線網についても検討する必要性が高まるものと想定されます。

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」においては、「各市町村の区域を越えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行う」こととして、都道府県の役割を定めており、他自治体においては、千葉県総合企画部交通計画課へ委員を委嘱している例が見られます。

千葉県総合企画部交通計画課を委員に含む自治体

山武市、東金市、富津市、館山市、袖ヶ浦市

4 委員の構成（案）について

これらを踏まえ検討した結果、下記（１）～（４）のとおり変更することとし、委員の構成（案）を作成しました。

（１）「市長が指名する市職員」の数を現在の５名から２名に減らす。

（２）「市民の代表者」については、公募委員、市商工会、市区長会に加え、市社会福祉協議会から委嘱する。

※公募委員については、あらためて公募をおこない委嘱する。

（３）「千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者」を追加する。

（４）新たにオブザーバーを設置し、市高齢者支援課長及び社会福祉課長を充てる。

※オブザーバーは協議会の委員ではなく、意見を述べることはできるが、議決権は持たない。

見直し案	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の代表者 (公募委員、市商工会、市区長会、<u>市社会福祉協議会</u>) ・一般乗合旅客自動車運送事業者 ・一般貸切旅客自動車運送事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者 ・社団法人千葉県バス協会が指名する者 ・千葉県タクシ―協会が指名する者 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者 ・学識経験者 ・国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 ・山武地域振興事務所又はその指名する者 ・山武土木事務所又はその指名する者 ・東金警察署長又はその指名する者 ・<u>千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者</u> ・市長が指名する市職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の代表者 (公募委員、市商工会、市区長会) ・一般乗合旅客自動車運送事業者 ・一般貸切旅客自動車運送事業者 ・一般乗用旅客自動車運送事業者 ・社団法人千葉県バス協会が指名する者 ・千葉県タクシ―協会が指名する者 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者 ・学識経験者 ・国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 ・山武地域振興事務所又はその指名する者 ・山武土木事務所又はその指名する者 ・東金警察署長又はその指名する者 ・市長が指名する市職員
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>市社会福祉課長 (オブザーバー)</u> ・<u>市高齢者支援課長 (オブザーバー)</u> 	